

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成25年1月15日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

京北中部簡易水道再整備(その8)工事

(2) 工事場所

京都市右京区京北比賀江町 地内

(3) 工事概要

ア 機器類の製作及び据付工事	一式
イ 引込柱建柱及び装柱工事	一式
ウ 場内電線管路工事	一式
エ 接地工事	一式
オ 撤去工事	一式
カ その他必要な工事	一式

(4) 工期

契約の日から平成26年3月14日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)
の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求する
ことはできないこととする。

なお、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査(以下「低入札価格調査」と
いう。)を経て契約することとなった場合には、上記の4割を2割と読み替えること
もに、中間前払金の支払対象外とする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、契約時に中間前払金
を選択した場合は、部分払を請求することはできないこととする。

(6) 実施種目

この工事は、「電気通信工事」の種目として実施する。

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に「工事」で登録されており、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「電気」又は「電気通信」の種目の総合評定値が1000点以上であること。
- (2) 平成9年度以降に国内において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、水道事業又は下水道事業において、テレメータ親局及び複数の子局で構成する遠隔監視制御設備の設計、製作及び設置又は増設の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- (3) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市競争入札参加停止取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法に基づく本件工事の施工に必要な監理技術者（監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を平成25年11月1日以降に工事現場に専任で1名以上配置することができること。ただし、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、かつ、専任である必要はない。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして本市の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (5) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札

(共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。)に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札(共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。ただし、共同企業体による入札の場合は、平成24年1月1日以降に公告したものに限る。)において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札した場合を除く。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年1月22日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1)、(2)及び(4)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成25年1月22日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図書等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成25年1月30日(水)に3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとし、設計図書等については、平成25年2月6日(水)までに株式会社中央精器(京都市下京区烏丸五条下大坂町396番地 第3キョートビル 電話075-871-8400)において購入すること(購入時間は、午前9時から午後5時までとする。)。この参加資格の確認の通知日から平成25年2月6日(水)までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年2月1日(金)午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成25年2月5日(火)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までの間に、2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、契約課が実施した当該種目における一般競争入札(本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。)に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合(本件入札の開札の直前の開庁日

の午後5時までに提出した場合に限る。)又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

オ ア,イ,ウ及びエに掲げるもののほか,この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

カ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたととき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成25年2月21日(月)午前11時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

(1) 入札は,原則として,参加資格者が入札に参加して,入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は,(1)により投函した入札書の書換え,引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 代表者以外の者(以下「代理人」という。)が入札に参加する場合には,本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし,代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には,委任状の提出は不要とする。

(4) 入札者は,消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず,消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

(5) 予定価格については入札参加資格通知書兼競争入札通知書において通知するが,低入札調査基準価格及び失格基準については入札書の投函後,開封するまでの間にくじにより決定する。

7 落札者の決定方法及び低入札価格調査

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合(以下その入札者を「低入札価格入札者」という。)は,平成25年2月25日(月)午後5時までに,低入札価格調査に必要な書類等(以下「低入札価格調査資料」という。)を3(1)の場所に提出しなければならない。低入札価格入札者が,低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は,理由の如何を問わず,その者に対し要綱第29条第1項の規定に基づ

き、競争入札参加停止措置を行う。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件については、調査辞退届の提出をもって、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わない。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)の場所において掲示する。

8 低入札価格調査を経て落札者となった者の取扱い

- (1) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、契約課が実施する当該種目の入札（本市上下水道局が市長名で実施する同種目の入札を含む。）には参加できないものとする。
- (2) 本来の監理技術者に加えて、監理技術者の有資格者を担当技術者として専任で1名追加配置するものとする。ただし、当該追加配置技術者についても、2(3)に定める条件を満たしていること。

また、当該追加配置技術者の配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

9 入札の無効

- (1) 本件と開札日と同じくする他の同種工事の入札（本市上下水道局が市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札調査基準価格を下回る額の応札を複数の入札で行った場合は、その者の行った入札を無効とする。
- (2) 規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 積算内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札書を投函する際に入札金額に対応する積算内訳書を提出すること。

イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役

職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。

ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金

契約金額の1割。なお、低入札価格調査を経て契約することとなった場合には、上記の1割を3割に引き上げることとする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。

(8) 中間前払金又は部分払 契約時選択

(9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）

(10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(上下水道局総務部用度課)